

事 務 連 絡  
平成21年 8 月 19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### スズを検出したフィリピン産清涼飲料水の回収事例について

今般、下記のとおり、国内において、輸入者による自主検査の結果、成分規格に規定する値を超えてスズが検出されたフィリピン産清涼飲料水の回収事例がありましたので、業務の参考としてお知らせします。

なお、果汁等酸性の缶詰食品の輸入相談又は届出があった場合には、本事例を踏まえ、容器の構造の確認、検査の指導等に留意いただくようお願いします。

### 記

#### 1 事例の概要

石川県内の輸入者より、所在地を管轄する保健所に対し、販売中のフィリピン産清涼飲料水（マンゴーネクター等4種類）について自主検査を実施した結果、成分規格に規定する値を超えるスズが検出されたため、自主回収を行う旨の報告があった。

当該食品は2008年12月に製造し、2009年1月に輸入したもので、輸入届出時は先行サンプルの検査成績書により成分規格適合を確認していた。なお、輸入者はその後、2009年7月に同一ロット品を輸入しようとし、輸入届出前に自主検査を実施したところ、スズに係る成分規格不適合が判明したため、1月輸入の製品についても自主検査を実施したものである。

#### 2 スズの検出原因

当該食品の容器はスチール缶で接合部にスズメッキによるコーティングを施したものであり、内壁が被覆されていなかったため、コーティング部分のスズが溶出したものと推察されている。